

景品表示法

○優良誤認表示の禁止（4条1項1号）

商品の品質、規格その他の内容について、実際のものや競争事業者のよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示を禁止

○不実証広告規制（4条2項）

優良誤認に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる
→ 事業者が合理的な根拠を示す資料を提出しない場合には、当該表示は優良誤認表示とみなされる

健康増進法

○誇大表示の禁止（31条1項）

何人も、食品の健康保持増進効果等について、著しく事実と相違する表示又は著しく人を誤認させる表示を禁止

食品表示法

○食品表示基準（表示禁止事項のうち主なもの）

- 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 機能性表示食品にあつては、次に掲げる用語
 - ・ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語
 - ・ 消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分を強調する用語
 - ・ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語
- 栄養成分の機能を示す用語
- 保健機能食品以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
- その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

留意事項（消費者庁HP掲載の資料）

1. 景品表示法及び健康増進法

- 1-① いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について
- 1-② 不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針－不実証広告規制に関する指針－
- 1-③ インターネットにおける「機能○○食品」等の表示に対する改善要請等について

2. 特定保健用食品

- 2-① 特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領
- 2-② 特定保健用食品の表示に関するQ & A

3. 食品表示法（食品表示基準）

- 3-① 食品表示基準について
- 3-② 食品表示基準Q & A

4. 機能性表示食品

- 4-① 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン
- 4-② 機能性表示食品の届出書作成に当たっての留意事項
- 4-③ 消費者の皆様へ「機能性表示食品」って何？
- 4-④ 食品関連事業者の方へ「機能性表示食品」制度がはじまります！

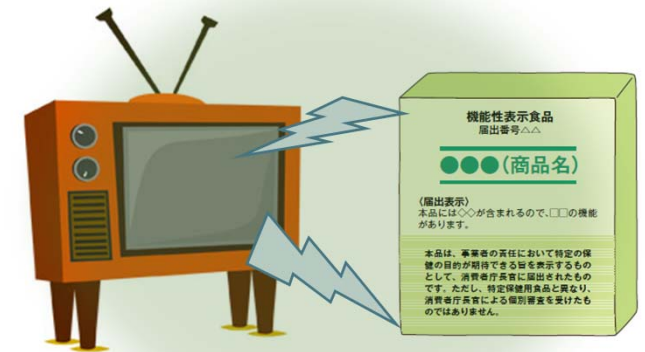
<広告に関する問合せ先>

消費者庁表示対策課食品表示対策室
03-3507-8800（代表）

※ 詳しくは最寄りの保健所にもお尋ねください。

機能性表示食品の広告等に関する主な留意点

（平成27年6月19日公表）



いわゆる健康食品の広告等については、「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を消費者庁ウェブサイトで公表しています。新制度による機能性表示食品の広告等について、景品表示法、健康増進法及び食品表示法上で留意すべき点を整理しました。

- 機能性表示食品の広告は、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」に基づき届け出た内容に即したものとし、景品表示法及び健康増進法にも御留意ください。

➤ 届出表示の省略・簡略化について

- 1 商品自体に機能があるとの根拠を有していないにもかかわらず、届出表示の一部を省略することにより、あたかも、商品自体に機能があるかのように示す広告は、景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1－①）
- 2 例えば、届出表示が「本品には〇〇（機能性関与成分の名称）が含まれます。〇〇には、血中コレステロールを低下させる機能があることが報告されています。」であるにもかかわらず、「コレステロールを下げる。」と広告した場合、消費者は商品自体に「コレステロールを下げる」機能があると期待すると考えられますから、このような広告は景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項 1－①、2－②）

➤ 届け出た機能性関与成分以外の成分の機能を強調した広告について

- 1 届け出た機能性関与成分以外の成分を強調することにより、あたかも、当該成分が機能性関与成分であるかのように示す広告は、景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1－①、3－①）
- 2 例えば、機能性関与成分が「難消化性デキストリン」のみであるにもかかわらず、「難消化性デキストリン及び大豆イソフラボンが含まれるので内臓脂肪を減らすのを助ける機能があります。」と広告した場合、消費者は「大豆イソフラボン」も機能性関与成分であるとの印象を抱くと考えられるため、このような広告は景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1－①、3－①）

➤ 生鮮食品や加工食品に関して、機能性表示食品として届出をせずに、当該食品の機能を標ぼうすることについて

- 1 機能性表示食品（保健機能食品）以外の食品において、「機能〇〇食品」等とした上でその商品の機能を標ぼうすることなどにより、実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示をしたり、健康保持増進効果等について著しく事実と相違する表示をするときは、景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1－①、1－③）
また、保健機能食品と紛らわしい名称等の表示を禁止する食品表示基準にも違反するおそれがあります。（留意事項：2－②）
- 2 また、販売に供する食品につき、特定の保健の用途に適する旨の表示をしようとする者は、消費者庁長官の許可を受けなければならないと定めた健康増進法26条1項にも留意する必要があります。（留意事項：1－①）

➤ 店頭POPで生鮮食品の機能を表示することについて

- 1 機能性表示食品として届け出た生鮮食品について、店頭POPでその機能を表示することが直ちに景品表示法及び健康増進法上問題となるものではありません。（留意事項：1－①）
- 2 もっとも、実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示をしたり、健康保持増進効果等について著しく事実と相違する表示をするときは、景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1－①）

- 機能性表示食品の広告や容器包装を作成する場合には、以下の点にも御留意ください。

景品表示法及び健康増進法上の留意点（広告）

機能性表示食品の広告にあつては、消費者に過度な期待を与えないよう、事実をありのまま表示することが大切です。

- 景品表示法や健康増進法は、消費者に著しく優良であると誤認される表示や著しく事実と相違する表示を禁止しています。「誤認」とは、表示から受ける消費者の印象や期待と実際のものが乖離していることをいい、その誤認の程度が「著しい」場合にそれぞれの法律に違反することとなります。特定の用語や文言等を一律に禁止するものではありません。

機能性表示食品の広告における留意点

- 届け出た表示内容の範囲を超える表示しないこと（機能性関与成分以外の成分を強調する用語を用いない等）
- 医薬品や特定保健用食品と誤認されないように必要な事項を表示すること（疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない等）

食品表示法上の留意点（容器包装）

一般消費者の誤認を招くものではなく、一般消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資するものとするのが大切です。

- 食品表示法に基づく食品表示基準は、食品関連事業者等が表示すべき事項（アレルゲン、消費期限、原材料等）や食品関連事業者等が遵守すべき事項を定めています。
- 機能性表示食品の容器包装には、食品表示基準や「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」などに基づいて適切な表示をする必要があります。